

栃木県下水汚泥有効活用に関する有識者懇談会設置要綱

(目的)

第1条 下水汚泥の資源・エネルギー利用については、地球温暖化対策としてのカーボンニュートラルや資源・エネルギーの地産地消、下水道事業運営における維持管理コストの縮減等の役割を果たし、更なる下水汚泥の有効活用により、持続可能な社会の実現に貢献することが求められている。

県では、下水汚泥の有効活用に関する施策の検討にあたり、客観性・透明性を確保し、効率的かつ効果的な下水汚泥の有効活用の推進を目的として、栃木県下水汚泥有効活用に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 下水汚泥の有効活用に係る事業の検討に関すること
- (2) 事業実施箇所、肥料化手法の選定に関すること
- (3) 設備導入時期、設備規模の検討に関すること
- (4) 事業者選定基準の検討に関すること
- (5) その他必要と認めること

(委員及び組織)

第3条 懇談会は5名以内の委員で組織する。

- 2 委員は、下水道、農業、環境、経済等の観点から下水汚泥の有効活用について必要な学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員が欠けたときは、補充することができる。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 座長は会務を総理し、懇談会を代表する。
- 8 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第4条 懇談会は、必要に応じて座長が招集し、これを主宰する。

2 懇談会は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

4 座長は必要がある場合には、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 懇談会は、原則として公開とする。ただし、「栃木県情報公開条例」(平成11年栃木県条例32号)第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を議事とする場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、座長が懇談会に諮って非公開とすることができる。

6 懇談会に提出された資料等については、懇談会終了後、公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 懇談会に事務局を置く。

2 事務局の構成員は栃木県県土整備部上下水道課(以下「上下水道課」という。)、公益財団法人とちぎ建設技術センターに所属する者とする。

3 懇談会の事務局における庶務は、上下水道課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7(2025)年7月15日から適用する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の懇談会は知事が招集する。